26 日工会第 288 号
2026 年 10 月 13 日

輸出管理委員会
輸出管理部会委員　殿

（一社）日本工作機械工業会

輸出管理委員会　第 14 回輸出管理部会 記録

1.日　時　2026 年 10 月 1 日（木）13：00～17：00

2.形　式　対面形式及びオンライン形式

3.会　場　機械振興会館 5 階「5S-2」会議室

4.出席者（順不同、敬称略）計 26 名：うちオンライン参加 13 名

部 会 長	大友　明宏（芝 浦 機 械）	
副部会長	柴田圭太郎（ジェイテクト）	
委　　員	淺羽　隆好（エンシュウ）	佐藤　忠仁（オ ー ク マ）
同	宮田　智代（オ ー ク マ）	大橋　敏雄（ジェイテクト）
同	堀内　雅志（ｼﾁｽﾞﾝﾏｼﾅﾘｰ）	久保田晃正（スター精密）
同	堀井　邦弘（ツ　ガ　ミ）	中平　弘樹（DMG 森精機）
同	吉村　　司（中村留精密）	久良　賢二（ﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ）
同	宮嶋敬一郎（ファナック）	中村　　真（ブラザー工業）
同	㈹廣末　充浩（ホ ー コ ス）	山田　裕樹（牧野フライス）
同	山田　裕樹（牧野フライス）	七井　正三（三 井 精 機）
同	河合　泰弘（三 菱 電 機）	菊川　真也（三 菱 電 機）
同	大西　健介（ﾔﾏｻﾞｷﾏｻﾞｯｸ）	
研 究 員	松浦　和雄（日本工作機械工業会）	
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	片山　健三（池　　貝）	竹西　　誠（新 日 本 工 機）
事 務 局	辻　知成、下里　拓朗	

5.議　事

冒頭、大友部会長より、「第 14 回輸出管理部会にご出席いただき感謝申し上げる。本日は、池貝片山輸出管理委員及び新日本工機の竹西輸出管理委員にオブザーバーとしてご参加いただいている。オンラインとの併催ではあるが、熟議を尽くしたい。」旨の挨拶があった。

（1）EL 許可までに時間を要した事例および断念した事例の把握調査について

①大友部会長より、「前回の第 13 回輸出管理部会において、『EL 許可までに時間を要した事例および断念した事例の把握調査』結果について審議した。その結果、今後は正式なアンケート調査は実施せず、本日の会合にお

いて回答企業からの情報提供をいただき、意見交換を行うこととした。調査にご協力いただいた新日本工機の竹西委員にオブザーバーとしてご参加いただいており、また、事前調査にご回答いただいた大西部会委員の両社より、受理後 90 日超となった案件について、差し支えない範囲で案件の概要や審査に時間を要した背景などをご紹介いただきたい。その後、部会委員と意見交換を行いたい。」旨の発言があった。

②新日本工機の竹西委員及びヤマザキマザックの大西委員より、EL 許可までに時間を要した事例の内容について、共有がなされ、その内容について部会内で意見交換を行った。

（２）輸出管理における AI の有効活用について

①事務局より、資料 No.1 に基づき、「安全保障輸出管理における顧客審査（スクリーニング）及び AI 活用に関するアンケート（案）」の修正版の内容について、以下要旨の説明があった。

ア．本資料は、前回の部会で審議したアンケート案を修正したものであり、黄色の網掛け部分が主な修正箇所である。

イ．前回の部会での意見を踏まえ、設問を修正するとともに、冒頭に「需要者等」の定義を追記した。また、業務内容、利用する AI、活用目的及び効果をマトリクス形式で整理したほか、AI が出力した情報のファクトチェック方法等に関する設問を追加した。

②各委員より、以下要旨の意見が挙がった。

ア．各設問について

a. Q2-2①、Q2-2②の「同」と記載されている部分は、調査時には選択肢となる認識でよいか。

⇒そのとおりである。Excel のプルダウン形式で作成する場合、複数選択ができないため、マクロを組む必要があり、作成が複雑になることから、見た目は多少変わるが、Word 形式で作成する予定である。（事務局）

b. Q2-2①、Q2-2②の活用目的の選択肢では「属人化解消」、「判断品質向上」の順だが、効果の方では「判断品質向上」、「属人化軽減」となっているため順番を統一する。

c. Q2-2①の「業務内容」の選択肢で、「SDN 確認」は、既に 50%ルールが適用されていることから、「BIS50%ルール対応」と順番を入れ替えた方が適切。

d. Q2-2①の「業務内容」の選択肢にある「海外情報収集」は、「需要者等の審査に関する業務」よりも一般的な業務内容であるため、Q2-2②に移動する。

e. Q2-2②の「業務内容」の選択肢にある「社内規程・法令検索」に

ついて、社内規程を検索する場合には、社内規程自体をAIに読み込ませる必要がある一方、法令についてはあらかじめAIに備わっている情報を活用することを想定しており、性質が異なるため、「社内規程検索」に変更する。また、「法令・規制動向調査」については、「動向調査」が何を指すのか分かりにくいことから、単純に「法令・規制検索」に変更する。

f. Q4-4は、BIS50%ルールの適用時期が2027年1月10日となったことから、適用時期に関する記載を修正する。また、冒頭の「実施趣旨」の部分についても、適用時期の変更を踏まえて修正する。

イ．　集計のしやすさを考えると、フォームズ（Microsoft Forms）でアンケートを作成し、全体に展開する方法が効率的である。

⇒討議の結果、設問が複雑であり、輸出管理委員全体に展開するアンケートであるため、操作上の不備等が発生すると影響が大きいことから、今回はWord形式で実施し、今後、部会の出欠確認など比較的簡単なアンケートでフォームズ（Microsoft Forms）を試行し、操作に慣れてきた段階で、複雑なアンケートについても活用していくこととした。

③本日の委員からの意見を踏まえ、事務局でアンケートの内容を修正し、部会委員に改めて確認をした後、今月中にアンケートを展開することとした。

（３）中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況等アンケートについて

①事務局より、資料No.2に基づき、「中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況等アンケート（案）」について、「事前に部会委員へアンケート内容の確認を依頼したところ、『調査対象とする期間を明確にした方がよい』との意見が1件あったため、対象期間を2026年1月～9月に設定した。それ以外の部分については特に意見がなかったため、変更はしていない。」旨の説明があった。

②大友部会長より、「調査期間を明確化するかどうかについて、調査期間を明確に設定しない場合、前回の調査期間と一部重複する形で今回の調査を行い、終了時期のみを設定する方法と、前回の調査終了後から期間を空けずに今回の調査を行う方法が考えられるが、どちらがよいかご意見を伺いたい。」旨の発言があった。

③事務局より、「以前の部会において本アンケートを継続して実施するか議論した際、継続実施することとなり、その際に調査期間を2026年1月からとすることとなったため、現状、2026年1月～9月に設定している。」

旨の説明があった。

④本アンケートの調査期間について各委員より、以下要旨の意見が挙がった。

ア．当時の記録を見返すと、2026 年 1 月をはじめとしたのは、そこから切りのよい 1 年間を対象期間とするという考えからで、「2026 年 1 月～12 月で実施する」との記載がある。

⇒今回のアンケート結果も、前回同様 2027 年 3 月に実施する輸出管理研修会の内容に盛り込む予定となったため、研修会の資料作成の都合上、今月または来月頃にはアンケートを配布する必要がある。そのため、調査期間を 12 月までとするのは厳しい。（事務局）

イ．調査期間を 2026 年 1 月～9 月とすると中途半端であり、今後も研修会で使用することを考えれば、1 月にこだわらず、前回のアンケートの対象期間からも間が空くため、今後も継続的に計測する観点から、対象期間は下半期（10 月～）始まりとすればよい。前回の期間と若干重なるが、そこはやむを得ない。

⑤本アンケートの設問内容について各委員より、以下要旨の意見が挙がった。

ア．設問Ⅰ.3、Ⅱ.1 の「(2026 年 9 月末時点)」の文言は、調査対象の現在の状況を把握することが主な目的であり、9 月末時点にこだわる必要はないため、削除する。それに伴い、Ⅰ.3 の「現在」という文言も不要となるため、削除する。

⑥委員からの意見を踏まえ、本アンケートの調査対象期間を、2025 年 10 月～2026 年 9 月として実施することとした。

（４）工作機械規制内容変遷の検討

①大友部会長より、「各委員に原稿内容の確認・更新作業をお願いした「工作機械規制内容変遷」について、本日は、「2.4 研削系工作機械」、「2.5 放電加工系工作機械」、「2.6 液体ジェット等特殊工作機械」、「2.7 深穴加工用工作機械」を担当いただいた各委員より、更新内容等についてご説明をお願いしたい。」旨の発言があった。

②「2.4 研削系工作機械」、「2.5 放電加工系工作機械」、「2.6 液体ジェット等特殊工作機械」、「2.7 深穴加工用工作機械」を担当した各委員より、それぞれの担当箇所の更新内容について説明があった。

③委員からの意見を踏まえ、原稿の修正を行った。詳細な修正内容については、別紙 1～4 を参照。

④以下の点については、別途確認することとした。

ア．解説部分において、「2013 年 10 月 15 日、16 の項（1）（2）が統合され、第 14 条の 2 が廃止される改正が行われ、関税定率法別表第 84 類に該当する全ての工作機械がキャッチオール規制の対象となった」と記載されている。2013 年の改正によって初めて 84 類の工作機械が 16 の項の対象となったようにも読める一方、少なくとも 2008 年 11 月 1 日施行時の規定では「第 68 類から第 93 類まで」とされているため、以前から 84 類の工作機械が 16 の項の対象となっていた可能性があることから、記載内容について確認する。

⇒改訂第 14 版（平成 20 年 5 月）から改訂第 15 版（平成 22 年 1 月）への改訂において、16 の項が分割され、第 14 条の 2 が新設されていたが、いずれの版においても「関税定率法別表第 68 類から第 93 類まで」との記載があることから、工作機械は 2013 年の改正以前から 16 の項の規制対象に含まれていたことを確認した。（事務局）

イ．「2.6 液体ジェット等特殊工作機械」の解説における「レーザー加工機は、」の規制内容の変遷について、「1990（H2）.11.2 施行（90 項）」との記載がある一方、解説部分では「10 月 1 日以前は」と記載されており、日付が一致していないため確認する。また、「1990（H2）.11.2 施行（90 項）」の「レーザー加工機は、」の記載が途中で途切れているため、併せて確認する。

⇒改訂第 3 版（平成 2 年 2 月）から改訂第 4 版（平成 2 年 12 月）への改訂において、90 項に係る通商産業大臣告示第 422 号（平成 2 年 10 月 19 日）第 6 項により、規制が開始されたものと考えられる。また、施行日は、同時期に改正されたとみられる輸出貿易管理令が平成 2 年 11 月 1 日施行であったとの情報（Copilot）もあることから、平成 2 年 11 月 2 日が正しい可能性が高いことを確認した。（事務局）

（5）2026 年度各種講習会・研修会の準備状況について

①事務局より、資料 No.7～11 に基づき、各種講習会・研修会の開催日程、開催形式、プログラム内容等について説明、以下要旨の説明があった。

ア．国内講習会について

a. 開催日は、東京が 2027 年 2 月 9 日（火）、10 日（水）、大阪が 2 月 16 日（火）、名古屋が 2 月 17 日（水）を予定。

b. 東京講演の 2 月 9 日、10 日のいずれかの日程で、アーカイブ用の動画撮影を行う予定。

c. プログラム 1 は、以前プログラム 3 として実施していた「直近の改正内容に基づく対応」を組み込むこととした。これに伴い、講演時間も前回の 60 分から 90 分に変更。

d. プログラム 2 は、以前の部会でご意見いただいた「EAR の 50%ルール」を新たに講演内容へ追加する。また、講師との打合せを踏まえ、「官民対話スキーム」および「公告・告示」についても

講演内容に組み込む予定。

イ．研修会について

a. 開催日は、東京が 2027 年 3 月 25 日（木)、名古屋が 3 月 26 日（金）を予定。

b. プログラム 1 では、研修会でも「EAR の 50%ルール」に触れる予定であり、併せて AI の活用アンケートの結果についても講演内容に組み込む予定。

c. プログラム 2 では、「中古工作機械の実測結果・製造者チェックフォーム」の見直し版およびアンケート結果について取り上げる予定。

ウ．海外向け講習会について

a. 開催日は、2026 年 12 月 14 日（月）から 16 日（水)、または 18 日（金）のいずれかで、現在、通訳の方と調整中である。

b. 開催時間は、日本時間の 16 時 30 分～19 時までを予定している。各国の時間では、インドが 13 時～15 時 30 分、シンガポール、マレーシア、フィリピンが 15 時 30 分～18 時となる。

c.講演内容については、各国の法体系の説明とインドで日本の中古工作機械を購入する際の留意点を新たに盛り込む。

②講師を務める大橋委員より、「国内講習会について、これまでキャッチオール規制に関する内容を講習資料に入れていたが、間延びしていたため、講習会資料には残すものの、テキストには掲載せず、別添とすることで、すっきりさせる予定である。研修会については、事務局に寄せられた相談内容を精査しているため、次回の部会で討議できるよう準備する。」旨の補足説明があった。

③事務局より、「財務省から 12 月 18 日（金）の午前中に税関職員向けの工作機械の輸出管理に関する講習を松浦研究員及び大橋委員に実施してほしい旨の依頼がつい先ほどあった。もし引き受けいただけるのであれば、午前中に当該講習を実施し、午後から海外向け講習会を実施する段取りとしてはどうか」との提案があった。

④③について、松浦研究員及び大橋委員より、税関向けの講習会への対応は可能との回答があり、その後に海外向け講習会を実施する流れで問題ない旨の了承を得た。

⑤後日、通訳とも日程調整を行い、海外向け講習会は 12 月 18 日（金）に実施することとした。

（５）その他

①事務局より、経済産業省貿易管理部による JIMTOF 2026 見学ツアーについて、各社とのスケジュール調整結果の報告があった。

②次回（第 15 回）部会を 2026 年 11 月 24 日（火）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

③次々回（第 16 回）部会を 2026 年 12 月 23 日（水）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。懇親会込み。

以上

配布資料

(1)安全保障輸出管理における AI 活用に関するアンケート（修正案）
(2)「中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況等」に関するアンケート案（今年度用）
(3)【変遷】2.4 研削系工作機械（柴田副部会長・大橋委員）
(4)【変遷】2.5 放電加工系工作機械（山田委員・河合委員・菊川委員）
(5)【変遷】2.6 液体ジェット等特殊工作機械（淺羽委員・大西委員）
(6)【変遷】2.7 深穴加工用工作機械（中平委員）
(7)2026 年度工作機械の輸出管理講習会 国内開催企画案
(8)2026 年度工作機械の輸出管理輸管理研修会 開催企画案
(9)2026 年度工作機械の輸出管理講習会 海外開催企画案
(10)輸出管理講習会・研修会・講演項目
(11)国内講習会・研修会・海外講習会共通の実施予定表